

市政 トピックス

MUNICIPAL ADMINISTRATION TOPICS

市障害者扶助料・
市遺児手当受給者の方
手当を振り込みました

平成24年度後期分の扶助料・市遺児手当を3月29日付けで振り込みました。

記帳などで確認し、振込がない場合は、至急連絡してください。

また、次回分からの振込先を変更する場合は、印鑑を持参し地域福祉グループで手続きをしてください。

問合せ先

いきいき広場内地域福祉グループ

☎02-9871

4月より
県福祉関係の手当などの
制度が改正されます

県の福祉関係の手当の月額単価が次のとおり改正されます。

◆愛知県遺児手当

公的年金を受給できる場合は、手当を受給できなくなりました。

	支給区分	改正前月額	改正後月額
県遺児手当	3年目まで	4,500円	4,350円
	4～5年目	2,250円	2,175円
在宅重度障害者手当	1種	16,100円	15,500円
	2種	7,000円	6,750円
特別障害者手当(県上乘せ分)	A種	7090円	6,850円
	B種	1,090円	1,050円
障害児福祉手当(県上乘せ分) 経過的福祉手当(県上乘せ分)	A種	7,160円	6,900円
	B種	1,160円	1,150円

(平成25年3月31日までに認定された方で年金受給中の場合は、引き続き受給できます。)

◆愛知県在宅重度障害者手当

受給者の方が病院などに3か月継続して入院した場合、手当を受給できなくなりました。(平成25年3月31日以前から引き続き入院している方は、4月1日(月)から3か月を計算します。)

問合せ先

いきいき広場内地域福祉グループ

☎02-9871

難病等の方
障がい福祉サービスなどの
対象となります

4月から障害者総合支援法が施行され、障がい者の範囲に難病等の方が加わります。

対象となる方は、必要と認められた障がい福祉サービスなどの利用が可能となります。

対象となる難病の範囲や手続き方法などについては、地域福祉グループへ問い合わせてください。

問合せ先

いきいき広場内地域福祉グループ

☎02-9871

労働相談が
事前予約制になります

4月より労働相談が事前予約制になります。

職場での悩みごと、困りごとなどあらゆる労働問題にお応えします。

相談は無料で秘密は厳守します。気軽に相談してください。

相談内容 解雇、賃金、退職金、労働時間、就業規則、労働契約、人間関係などのあらゆる労働問題

相談日 毎月第2水曜日

相談時間 午後1時～4時

予約方法 前日の正午までに電話

で市民生活グループへ連絡

※予約が無い場合は実施しません。

問合せ先

市役所市民生活グループ

☎052-11111 (内線264)

